

改正

(市町が処理する事務の範囲等)
第二条(略)

事務	市町
<p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十七の三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一)～(10) 略</p> <p>(11) 法代十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受付</p> <p>(12) 法第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設となったことの届出の受付</p> <p>(13) 法第十七条の七第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(14) 法第十七条の八の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(15) 法第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(16) 法第十七条の十三第一項において準用する法第十条第二項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>(17) 法第十七条の十三第二項において準用する法第十一条の規定による揮発性有機化合物排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付</p> <p>(18) 法第十七条の十三第二項において準用する法第十二条第三項の規定による揮発性有機化合物排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付</p>	<p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町(呉市については、(一)から(8)まで、(19)から(31)まで及び(33)から(37)までに掲げる事務のうち事業場に係る事務、(9)及び(10)に掲げる事務並びに(32)に掲げる事務のうち(9)及び(10)に掲げる事務に伴う事務を除く。)</p>

現行

(市町が処理する事務の範囲等)
第二条(略)

事務	市町
<p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十七の三 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 法第十七条の四第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受付</p> <p>(12) 法第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設となったことの届出の受付</p> <p>(13) 法第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受付</p> <p>(14) 法第十七条の七の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法に関する計画の変更命令並びに設置計画の廃止命令</p> <p>(15) 法第十七条の十の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用方法並びに揮発性有機化合物の処理方法の改善命令並びに施設の使用の一時停止命令</p> <p>(16) 法第十七条の十二第一項において準用する法第十条第二項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置及び構造等の変更の実施の制限期間の短縮</p> <p>(17) 法第十七条の十二第二項において準用する法第十一条の規定による揮発性有機化合物排出施設の届出者の氏名の変更等の届出の受付</p> <p>(18) 法第十七条の十二第二項において準用する法第十二条第三項の規定による揮発性有機化合物排出施設の届出者の地位の承継の届出の受付</p>	<p>呉市、三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町(呉市については、(一)から(8)まで、(19)から(31)まで及び(33)から(37)までに掲げる事務のうち事業場に係る事務、(9)及び(10)に掲げる事務並びに(32)に掲げる事務のうち(9)及び(10)に掲げる事務に伴う事務を除く。)</p>

備考

改正

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)
第三条(略)

<p>事務</p> <p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十七条の十三)第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。、第十二条第三項(第十七条の十三)第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項並びに第十八条の七第一項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 法第十条第二項(第十七条の十三)第一項及び第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
---	--

現行

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)
第三条(略)

<p>事務</p> <p>(大気汚染防止法関係)</p> <p>十八の三 大気汚染防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(第十七条の十二)第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。、第十二条第三項(第十七条の十二)第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項並びに第十八条の七第一項の規定による届出の受付</p> <p>(二) 法第十条第二項(第十七条の十二)第一項及び第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町</p>
--	--

備考